

地域主権改革と都市自治制度に関する調査研究について（方針）

2010年4月1日

(財)日本都市センター

1 趣旨・目的

現在、地方自治に関する基本制度の見直しが焦点の一つとなりつつあることを踏まえ、基礎自治体の立場から真の地方分権を確立するため、地方自治の基本的事項を定める立法の可能性を含めて、「地域主権改革」の時代における地方自治の基本制度のあり方について調査研究する。

2 体制

- (1) 2010年4月、当センターにおいて研究会を発足し、2年程度の調査研究を行う。
- (2) 同研究会は、座長、委員、専門委員により構成する。
- (3) 専門委員は検討状況に応じて委嘱し、適宜研究会への出席を求める。

3 当面の検討項目

- (1) 地方自治制度の総論事項（自治体の自由度拡大の視点から）
 - ア 国と地方の役割分担、地方自治に関する法令の立法原則、住民の権利義務のあり方等に関し、現行地方自治法制の課題と対応策検討
 - イ 上記アの対応策に関し、新たな立法の可能性とあり方検討
- (2) 自治体の基本構造のあり方
 - ア 自治体の基本構造のあり方に関し、現行の一律二元代表制の緩和の妥当性とあり方検討
 - イ 平成の大合併進展後の市町村の現況に照らし、現行の基礎自治体区分の妥当性とあり方検討

4 取りまとめ方法

未定（報告書作成、『都市とガバナンス』誌上または当センターホームページでの情報提供等を検討中）。

以上